

## ◆重要◆ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令に伴う 北方町の方針について

【北方町新型コロナウイルス感染症対策本部】

本部長 戸部 哲哉

北方町役場 電話 058-323-1111

### ◇町の対応方針

新型コロナウイルス感染症についての政府から“緊急事態宣言”が発令されたことを踏まえ、感染拡大の防止の観点から北方町においては次のとおり対応方針を決定しました。

### ○リスクを伴う飲食の自粛をお願いします。

- ・昼夜を問わず、自宅・外食を問わず、以下の飲食については自粛。
  - ・家族やパートナー以外との飲食
  - ・長時間の飲食
  - ・酒類を伴い、大声を出す飲食
  - ・マスク無しで会話を伴う飲食 など

### ○不要不急の外出自粛をお願いします。

### ○県をまたぐ不要不急の移動自粛をお願いします。

○下記施設については1月18日から2月7日の間、午後8時で閉館します。  
また、すべての町有施設で2月7日までの新規予約受付は行いません。

〔働く婦人の家、勤労青少年ホーム、コミュニティセンター、ホリモク生涯学習センターきらり、アルテックアリーナ、各小中学校体育館・グラウンド、各公園グラウンド〕

町民のみなさんにおかれましては引き続き、マスク・手洗い・距離確保の「基本の繰り返し」を行っていただくほか、「かからないため」のリスクの回避を行い、感染拡大の防止を行っていただきますようお願いいたします。

